

●改正概要のイメージ図

	令和元年度		令和2年度
事業種目	I 漁業生産及び魚市場水揚強化 II 水産加工生産及び水産物販売強化 III 水産加工品等の商品開発・改良等による生産体制強化	魚市場の支援内容の拡充 目的を付加価値向上に限定	I 魚市場の水揚及び運営体制の強化 II 水産物付加価値向上及び水産物販売強化
事業種目 I の内容	1. 付加価値向上・水揚強化対策 (1) 漁業・養殖業生産現場における水産加工原魚の付加価値向上推進 (2) 魚市場における水産加工原魚の付加価値向上推進 (3) 水産加工原魚確保のための水揚強化推進	+ 水産物安定供給	1 水産物安定供給, 水産加工原魚確保のための水揚強化対策の推進 2 魚市場における衛生管理, 業務改善等を目的とした運営体制強化対策の推進 【追加】
事業種目 II の内容	1. 生産地における販売強化対策 生産者等による情報発信, 直売及び地域イベント等販売の推進 2. 消費地における販売強化対策 生産者等による展示会, 商談会及び出張販売等の推進(ただし, 事業実施主体の構成員である個々の事業者が展示会等へ参加する場合, 同一の展示会等へ, その構成員5者以上が参加する場合に限る。)	「水産加工原魚」を「水産物」全般に 展示会及び商談会への参加の取組みを除く。	1 水産物の付加価値向上対策の推進 2 水産物の付加価値向上を主たる目的とする生産地または消費地における情報発信, 地域イベント、直売及び出張販売等の水産物販売強化対策の推進(展示会, 商談会を除く)
事業内容 III の内容	コーディネーター等を活用した既存商品の改良や新商品の開発等による水産加工品等の付加価値向上の推進		(廃止)
補助対象経費	略		(変更点) 委託費: コンサルティング委託費 【追加】 謝金: 外部専門家等の招へい費用 【追加】
補助上限額	I: 1,000千円, II-1: 500千円, II-2: 1,000千円, III: 1,000千円	・R2のI-2の拡充に伴い関係経費項目を追加 ・上限設定では魚市場での水揚強化等を重視 ・申請回数制限を削除	I: 2,000千円, II: 1,000千円
欄外注意書き	補助金申請については, 各年度において1事業実施主体あたり1回までとし, 補助上限額は全ての事業種目の合計で1,000千円とする。		補助上限額は各年度において1事業実施主体あたり全ての事業種目の合計で2,000千円とする。